

平成30年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 第一次締切分及び第二次締切分の応募案件の取り扱いについて

ものづくり補助金の公募期間は、事業者の申請書類の作成期間を確保する観点から、2月18日（月）から、5月8日（水）まで、2カ月強の期間を設けています。

一方で、なるべく早期に事業に着手したいという御意見もあったため、希望する方には3月中の採択発表ができるよう、2月23日（土）（当日消印有効）で一旦中締めして、早期に審査を行うトラックも設けることとしたところです。

なお、第一次締切応募分と第二次締切応募分とも同じ審査基準で審査を行うとともに、どちらに応募されても両者の公平性を確保することを考えています。

具体的には、3月に発表を予定している第一次締切応募分の審査では、評価が特に高い案件のみを採択することとし、ここで採択されなかった案件は、点数を持ち越して第二次締切応募分と一緒に審査を行います。これにより、第一次締切応募分と第二次締切応募分との採択の最低ラインは同じになり、第二次締切応募分が不利になることはありません。

従いまして、ものづくり補助金の第一次締切と第二次締切で、採択上の有利・不利はございません。

（審査イメージ）

